

柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱を次のように定める。

令和7年9月9日

柳泉園組合管理者 富田 竜馬

柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱

(設置)

第1条 柳泉園組合（以下「組合」という。）は、東村山市からの加入について協議の場の設定の申入れ及びこれに対する組合の回答を踏まえ、東村山市の加入に関して必要な検討及び協議等を行うため、柳泉園組合・東村山市加入協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、周辺環境や既存施設への影響及び今後の施設整備に与える影響等について、組合を組織する清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下「関係市」という。）並びに東村山市が相互に立場を理解、尊重しつつ、多角的な視点から議論を深め、地域住民の安心や環境負荷の低減に配慮しつつ、各市のごみ処理に関する財政負担の適正化、組合の処理体制の安定性、効率性の向上を図り、将来にわたる持続可能なごみ処理システムの構築を目指す。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、検討及び協議等を行うものとする。

- (1) 柳泉園組合既存施設に関する事項
- (2) 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項
- (3) 東村山市加入に伴う諸課題
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 組合の管理者
- (2) 関係市の市長
- (3) 東村山市の市長

2 会長は、必要があると認めるときは、付議事項に関係ある者を協議会に出席させることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、組合の管理者の職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する者が、その職務を代理する。

2 協議会は、構成員の過半数の出席により成立する。

3 やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、あらかじめその旨を会長に申し出るものとする。

(幹事会)

第6条 協議会に、必要事項の調査、検討及び連絡調整を行うため幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 組合の助役

(2) 関係市及び東村山市の副市長

(3) 関係市及び東村山市の清掃担当部長

3 幹事会に座長を置き、会長が指名する。

4 幹事会は、構成員の過半数の出席により成立する。

5 座長は、幹事会の経過及び結果を協議会に報告する。

6 座長は、必要があると認めるときは、付議事項に関係ある者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会に関する庶務は、組合事務局において処理する。

(疑義)

第8条 協議会の運営等に関し、疑義が生じた場合は、協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

(柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱の失効)

2 協議会は、第2条の規定に定める協議が終了した日の翌日をもって、その効力を失う。